

平成23年第1回安堵町議会臨時会会議録

(第1日)

日時 平成23年5月10日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10 名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	中 川 克 己		
理 事 (総務部門)	寺 前 高 見	理 事 (民生部門)	吉 岡 勉
理 事 (事業部門)	山 崎 文 生		
総合政策課長	堀 川 雅 央	総務課長	中 野 彰 宏
税務課長	喜 多 君 美 代	住民課長	堀 口 善 友
健康福祉課長	磯 部 あ さ み	人権同和対策課長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上下水道課長	北 門 康 幸
会計室長	吉 村 良 昭		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

7 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

追加

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長選挙

日程第 5 常任委員会委員の選任について

日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

日程第 7 議長報告

日程第 8 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて

(安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

日程第 9 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて

(安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)

日程第 10 報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算 (補正第 5 号) について)

日程第 11 議案第 1 号：安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 12 議案第 2 号：安堵町公告式条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 3 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算について (補正第 1 号) について

日程第 14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会 午前10時

議会事務局長（近藤善敬） 事務局長の近藤と申します。

よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法 第 107 条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

本日の出席議員中、松本正弘議員が年長者でありますので、松本正弘議員に 臨時議長をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

（年長の議員 松本 議員 議長席に着く）

臨時議長（松本正弘） 只今紹介されました松本でございます。

地方自治法 第 107 条の規定により、

臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（松本正弘） 開会に先立ち、議会側並びに理事者側の自己紹介を自席から
お願いいたします。

まず議員側、森田 瞳議員より順次お願いします。

（仮議席 1 番の議員から順次自己紹介）

森田 瞳でございます。なにとぞよろしくお願いいたします。

浅野 勉でございます。よろしくお願いいたします。

植田英和です。よろしくお願いいたします。

中本幸一です。よろしくお願いいたします。

島田正芳です。よろしくお願いいたします。

松田和代です。よろしくお願いいたします。

山岡 敏です。よろしくお願いいたします。

田中幹男でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

福井保夫です。よろしくお願いいたします。

※松本議員を除く。

臨時議長（松本正弘） 続いて、理事者側より西本町長より順次にお願いします。

（理事者側の自己紹介）

改めまして、安堵町長の西本安博でございます。よろしくお願いいたします。

副町長の北田です。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長の中川克己でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務部門理事の寺前でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

民生部門理事の吉岡でございます。よろしくお願いいたします。

事業部門理事の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

会計室長の吉村です。どうぞよろしくお願いいたします。

総合政策課課長の堀川です。よろしくお願いいたします。

総務課長の中野です。どうぞよろしくお願いいたします。

税務課長の喜多と申します。よろしくお願いいたします。

住民課 堀口でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長の磯部と申します。よろしくお願いいたします。

人権同和対策課の大星です。よろしくお願いいたします。

産業建設課長 古川です。よろしくお願いいたします。

上下水道課長の北門です。よろしくお願いいたします。

臨時議長（松本正弘） ありがとうございました。

臨時議長（松本正弘） 只今の出席議員は10名です。

定足数に達しております。

これより平成23年 第1回 安堵町議会 臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

臨時議長（松本正弘） 西本町長より招集のあいさつをお願いします。

（西本町長、登壇）

町長（西本安博） 皆様方におかれましては、去る4月24日の安堵町議会議員選挙におきまして、住民の皆様方の信託のもと、めでたく当選の栄誉を得られ、本日ここに初議会を開会する運びとなりました。町政の発展推進のため、今後とも皆様方の御尽力、御協力を切にお願いいたします。

去る3月11日に我が国を襲った未曾有の東日本大震災という直面する国難の時期であり、日本全体が大きな影響を受けている状況下で、私達は1日も早い復興を願わずにはいられません。残念にも犠牲者となられた方、被災された方々の悲しみに思いを馳せ、安堵町におきましてもできる限りの支援をしてみたいと考えているところでございます。

さて、我が安堵町の行財政についてでございますが、昨年度に引き続き依然として一般財源収入の伸びは期待できない状況下であり、必要な財源の確保は誠に厳しい状態でございます。少子化・高齢化・人口減少が進む中で、地域主権改革の推進、地域活性化・雇用・子育て施策等の必要性を踏まえる一方、医療・福祉等の社会保障関係費が大幅に自然増となることや、公債費が依然高水準であり、経費全般について徹底した節減合理化に努めなければなりません。簡素で効率的な行財政システムを維持することは勿論のこと、その運営については透明性を更に高めることで公共サービスの質の向上に努めるなど、今まで以上に行財政改革に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

このような厳しい状況下でございますが、所要の財源につきましても最大限の努力と工夫を行いながら確保に努めることにより、町民の皆様が安心して暮らせるよう鋭意努力をしてみたい所存でございます。議員の皆様方の今後の更なる御協力をお願い申し上げる次第でございます。

本日の臨時議会は、選挙後、初の議会でございます。議会内部で役員の改選等の

決議をしていただく案件につきましては、対応方よろしくお願い申し上げます。

私どもの方からは、6件の議案を提案させていただきます。

条例の一部改正の専決処分が2件、補正予算の専決処分が1件、そして同意案件が1件、条例の一部改正案件が1件、補正予算案件が1件の合計6件でございます。

順を追って要点を説明いたしますので、皆様方の御審議を仰ぎ、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告第1号でございます。安堵町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分についてでございます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部改正が3月に公布されたことに伴い改正するもので、主な改正は、課税限度額の引き上げで、基礎課税額が50万円を51万円に、後期高齢支援分が13万円を14万円に、介護分が10万円を12万円に限度額が引き上げられる改正でございます。

なお、平成23年4月1日より施行のため、本年度の賦課事務の関係上、専決処分とさせていただきます。

次に報告第2号でございます。安堵町国民健康保険条例の一部改正の専決処分についてでございます。

この改正についても、国民健康保険法施行令の一部改正が3月に公布されたことに伴い改正するもので、主な改正は、出産一時金額が暫定措置として平成23年3月までに限り、35万円を39万円に引き上げられておりましたが、4月以降も39万円を恒久化するための改正でございます。

なお、本年4月1日からの施行であるため、これを専決処分とさせていただきます。

報告第3号でございます。平成23年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第5号）の専決処分についてでございます。

今回の補正は、特定環境保全公共下水道の起債の償還にかかる利子分に不足が生じたので、134万7千円の増額補正をするものでございます。

なお、償還期限の関係上、専決処分とさせていただきます。

次に議案第1号でございます。安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、地方自治地方第196条により、監査委員2名の内、1名は議会議員から選任することになっております。任期満了による選挙後、初めての臨時議会でありますので、新たに松田和代氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

次に議案第2号、安堵町広告式条例の一部を改正する条例についてでございますが、安堵町議会傍聴人取締規則の全部改正により、当該規則の題名が安堵町議会傍聴規則に変更されたため、変更に伴い文言整理するものでございます。

次に議案第 3 号でございます。平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）についてでございますが、本補正は、3 月 11 日の東日本大震災の被災地に本町の備蓄物資の一部を救援のために使用いたしました。したがって、その不足分を速やかに補充するため、156 万 4 千円の増額補正をするものでございます。

以上 6 件提案させていただきました。詳細につきましては各担当課長から説明させていただきますのでよろしく御審議を願ひまして、御承認、御可決賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。

臨時議長（松本正弘） 議事日程については、お手元に配付いたしております議事日程に従い、議事を進めてまいります。

臨時議長（松本正弘） 日程第 1：「仮議席の指定」を行います。

「仮議席」は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長が就任するまで、只今着席の議席といたします。

臨時議長（松本正弘） 日程第 2：「議長選挙」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思ひます。これに 御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（松本正弘） 全員異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

臨時議長（松本正弘） お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長(松本正弘) 異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に 森田 瞳議員を指名します。

臨時議長(松本正弘) 御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(松本正弘) 異議なしと認めます。

お諮りします。

只今、指名しました 森田 瞳議員を議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(松本正弘) 異議なしと認めます。

よって、只今指名しました 森田 瞳議員が議長に当選されました。

臨時議長(松本正弘) 只今、議長に当選されました森田 瞳議員が議場におられますので、会議規則第 30 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

森田 瞳議員より当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いします。

森田 瞳議員。

(森田 瞳議員、登壇)

新議長 (森田 瞳) おはようございます。

もとより浅学非才な私でございますけれども、議員諸氏全員の指名、御推薦をいただきまして、本当に身に余る光栄でございます。

仰せつかりました議長職を、安堵町議会しっかりと皆様方の御協力によりまして、努めさせていただきたいとかように思います。

何とぞよろしく願いいたします。

臨時議長(松本正弘) ありがとうございます。

それでは只今より、事務局長から議長章をお渡しすることにします。

(議長章授与)

臨時議長(松本正弘) それでは議長と交代をいたします。
議事運営に御協力をいただき、ありがとうございます。
森田議長、議長席にお着き願います。

(松本臨時議長、自席へ着く)

(森田議長、議長席へ着く)

議長(森田 瞳) これより後の議事日程は、追加議事日程とし、お手元に配付いたしたとおりであります。

議長(森田 瞳) 日程第1:「議席の指定」を行います。
お諮りします。
議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席していただいております仮議席を本議席と指定します。
議席の札を立ててください。

(全議員、自席の札を立てる)

議長(森田 瞳) ありがとうございます。

議長(森田 瞳) 日程第2:「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、2番、浅野 勉議員と、3番、植田英和議員を指名します。

よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第3：「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1日と決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第4：「副議長選挙」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 全員、異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

議長（森田 瞳） お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。
よって議長が指名することに決定しました。
副議長に 山岡 敏議員を指名します。

議長(森田 瞳) お諮りします。
只今、指名しました 山岡 敏議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。
よって、只今指名しました 山岡 敏議員が副議長に当選されました。

議長(森田 瞳) 只今、副議長に当選されました 山岡議員が議場におられますので、
会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をします。
山岡議員より承諾及び就任の御挨拶をお願いします。

議長(森田 瞳) 山岡議員。

(山岡議員、登壇)

新副議長(山岡 敏) 只今、皆さんの御推挙により副議長という大役を任されました。
この大役は、何とか皆さん方のために、そして議長の補佐役として大役をやって
いきたいとかように思っております。どうか今まで以上に皆さん方の御協力をいた
だき、副議長の重責をまっとうできるよう頑張ってまいりますので、今後ともよろ
しくお願いいたします。

議長(森田 瞳) 日程第5:「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長が指

名させていただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名します。

総務産業建設常任委員に 植田 英和 議員、中本 幸一 議員、
山岡 敏 議員、松本 正弘 議員、
森田 瞳 議員。

以上5人を、

文教厚生常任委員に 浅野 勉 議員、島田 正芳 議員、
松田 和代 議員、田中 幹男 議員、
福井 保夫 議員。

以上5人を、それぞれ選任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、只今指名しましたとおり各委員を選任することに決定しました。

各委員の皆様方には、よろしくお願ひします。

議長(森田 瞳) 日程第6:「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長が指名させていただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名します。

議長（森田 瞳）

議会運営委員会委員に、植田英和 議員、中本幸一 議員、
松田和代 議員、山岡 敏 議員、
田中幹男 議員、福井保夫 議員。

議長（森田 瞳） 以上6人を、それぞれ選任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって只今指名しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

議長（森田 瞳） ただいまより暫時休憩します。

（暫時休憩）

午前10時23分

午前10時34分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第7：「議長報告」を行います。

議会事務局長から報告をさせます。

議会事務局長（近藤善敬） それでは、私の方から御報告をいたします。

初めに、常任委員会正副委員長互選結果についてでありますが、

総務・産業建設常任委員会 委員長に、松本 正弘議員、
副委員長に、山岡 敏議員、

文教厚生常任委員会 委員長に、田中 幹男議員、
副委員長に、松田 和代議員であります。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてでありますが、

議会運営委員会 委員長に、福井 保夫議員、
副委員長に、中本 幸一議員であります。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 只今、事務局長から報告をさせましたとおりであります。

皆様方には、よろしくお願いをいたします。

議長（森田 瞳） 日程第 8 報告第 1 号：「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（掘口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 掘口住民課長。

住民課長（掘口善友） 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして御説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、その税収入と保険給付とのバランスが取れなくなり、非常に苦しい運営を強いられてることは、議員各位におかれましても御存知のことと存じます。低所得者層の増加に伴い、収支のバランスを取るために課税限度

額を引き上げるといふ今回の改正でございます。

では、次のページの新旧対照表を御覧ください。

まず一番下の欄で、基礎課税額 50 万円を 51 万円とさせていただきます。

次のページ、後期高齢者支援金 13 万円を 14 万円とさせていただきます。

続きまして 4 の介護納付金、これの 10 万円を 12 万円とさせていただきます。

23 条が、それぞれ 50 万を 51 万、13 万を 14 万、10 万を 12 万としておる改正でございます。

それでは、議案を朗読させていただきます。

報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例（昭和 26 年安堵村条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 23 年 5 月 10 日提出

安堵町長 西本 安博

続きまして、専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 23 年 3 月 31 日専決

安堵町長 西本 安博

本文の朗読につきましては、新旧対照表で御説明させていただきましたので割愛させていただきます。

なお、この条例の施行日が平成 23 年 4 月 1 日であることから、専決処分とさせていただきます。

よろしく御審議の程お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありますか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第1号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第1号は承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第9 報告第2号：「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（掘口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 掘口住民課長。

住民課長（掘口善友） 報告第2号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）御説明申し上げます。

この条例改正でございますが、出産育児一時金の額39万円が従来は暫定的な措置であったものを、今回の改正で恒久的措置とするものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

上から2行目のところで、35万円を39万円と変えさせていただいております。

なお、下段の方では経過措置を削らせていただいております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町国民健康保険条例（昭和 34 年安堵村条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 23 年 5 月 10 日提出

安堵町長 西本 安博

続きまして、専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 197 条第 1 項の規定に基づき、安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 23 年 3 月 31 日専決

安堵町長 西本 安博

なお、本文の朗読につきましては、新旧対照表により御説明申し上げましたので、割愛させていただきます。なお、この条例につきましても、施行日が平成 23 年 4 月 1 日ございましたのでやむなく専決処分とさせていただきました。

よろしく御審議の程お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第 2 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第 2 号は承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第 10 報告第 3 号：「専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 5 号）について）議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（北門康幸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 北門上下水道課長。

上下水道課長（北門康幸） 報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて

平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 5 号）について御説明いたします。

議案書の 4 ページ御覧ください。

今回の補正につきましては、公債費利子 134 万 7 千円の増額補正であります。

21 年度に完了した下水道事業に対し、平成 22 年 5 月に簡易保険局等から町債として借入れを行ったところではありますが、これら町債に対する平成 22 年度中に支払うべき利子分について、予算不足となることが 3 月議会終了後に判明いたしました。この利子の支払い期限が 3 月 31 日であったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月 22 日に専決させていただいたものであります。

以上であります。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 5 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 22

年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 5 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項に規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 23 年 5 月 10 日提出

安堵町長 西本 安博

次のページ御覧ください。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 5 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 23 年 3 月 22 日専決

安堵町長 西本 安博

続きまして予算書の 1 ページ御覧ください。

平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 5 号）

平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 3 月 22 日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

次のページ御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳出

款 1. 下水道事業費、項 2. 下水道建設費

補正前の額 1 億 8,253 万 5 千円、補正額 マイナス 134 万 7 千円、計 1 億 8,118 万 8 千円。

款 2. 公債費、項 1. 公債費

補正前の額 1 億 2,136 万 3 千円、補正額 134 万 7 千円、計 1 億 2,270 万円。

歳出合計

補正前の額 3 億 2,815 万 4 千円、補正額 0 円、計 3 億 2,815 万 4 千円。

3 ページ以降の事項別明細書につきましては、省略させていただきます。

以上でございます。よろしく御審議の程お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第3号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手多数です。

議長（森田 瞳） よって、報告第3号は承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第11 議案第1号：「安堵町監査委員の選任につき同意を求め
ることについて」議題とします。
提出者の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 失礼します。

議案第 1 号：安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについてを説明いたします。

監査委員につきましては、地方自治法第 196 条におきまして、人格が高潔で識見を有する者 1 名、それと議会議員のうちから 1 名選任することとなっております。

今回、議会議員の中から 松田和代議員を選任致したく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第 1 号：安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条の規定により、議会の同意を求める。

平成 23 年 5 月 10 日提出

安堵町長 西本 安博

記

住 所 生駒郡安堵町大字東安堵 945 番地の 2

氏 名 松田 和代

昭和 22 年 5 月 20 日生

以上、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありますか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありますか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 1 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に同意することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手多数です。

議長（森田 瞳） よって、議案第1号は同意されました。

議長（森田 瞳） 日程第12 議案第2号：「安堵町公告式条例の一部を改正する条例
について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 失礼いたします。

議案第2号：安堵町広告式条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

議案書、新旧対照表を御覧ください。

今回の改正につきましては、安堵町議会傍聴人取締規則を全部改正したことにより
ます当該規則の題名が、安堵町議会傍聴規則に変更されたため、条例本文第5条
中に規定しております、傍聴人取締規則の部分を傍聴規則に改正するものでござい
ます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号：安堵町広告式条例の一部を改正する条例について

安堵町公告式条例（昭和43年安堵村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり提出する。

平成23年5月10日提出

安堵町長 西本 安博

本文につきましては、割愛させていただきます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 2 号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、
挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 13 議案第 3 号：「平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）について」議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

総合政策課長（堀川雅央） それでは、議案第 3 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）について、御説明させていただきます。
補正予算書の 7 ページをお開きいただきたいと思います。

東日本大震災の被災地に、県を通じて本町の備蓄しておりました、排便処理セット、毛布等を支援させていただきました。今回の補正は、これらを補充するためのものです。

消防費の災害対策費におきまして、156万5千円の増額補正でございます。

この財源といたしましては、前のページ6ページでございますが、繰入金、基金繰入金を全額充てさせていただきたいと考えております。

それでは、議案書を朗読させていただきたいと思っております。

議案第3号：安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成23年5月10日提出

安堵町長 西本 安博

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第3号：平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）

平成23年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ156万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,156万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年5月10日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

続きまして、2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部

款20. 繰入金、項1. 基金繰入金

補正前の額 3,309万9千円、補正額 156万5千円、計 3,466万4千円。

歳入合計

補正前の額 29億3千万円、補正額 156万5千円、計 29億3,156万5千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部

款 8. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 1億1,581万2千円、補正額 156万5千円、計 1億1,737万7千円。

歳出合計

補正前の額 29億3千万円、補正額 156万5千円、計 29億3,156万5千円。

以下の事項別明細書につきましては、先程の説明のとおり割愛させていただきたいと思えます。御審議の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第3号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第14：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68

条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（森田 瞳） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第1回安堵町議会臨時会を閉会します。

閉 会

午前10時59分
